

11-7-25
9日

楠木製作所職工解雇ニ関する件

大正十一年七月二十日

大阪府

楠木製作所職工解雇ニ関する件

十八日工場主ハ可勢勇三トシテ職工ノ意見ヲ山王三三ニ囑テ了却ヲ察シテ了スルハ解雇ナルニ如カスト述ブン者多キニテ此際ヨリ書翰少スベク退職希望者ニ対シテ
 〔今箇月限リ〕
 廿月ニ制室を解雇年当ノ分餞別金各十圓ヲ給與スルヲ以テ申出ツハシ
 ト先知シタルニ十九日午後三時迄申出者三十三名ニ及ビ午後三時迄ニ全テ解雇
 あり、午後七時頃前記解雇者中古澤ハ八、谷口等六リ、尚名ハ工場主ヲ訪問
 シテ書翰界子次ノ際退職セシメテ後職ヲ望ムルニ又容シラレシム
 帰国旅費支給ヲ欲ヒシ又又容シラレシム
 本件ハ茲ニ終結セカレシ

尚本日職為職三四十二名ハ平常ノ如ク出勤あり

七月二十四日

財團事務會